



食料費や光熱費等の物価高騰の影響を受けている県所管の障がい福祉サービス事業所等を支援します。

1 支援概要

次の表に応じた支援金を給付します。※対象となる障がい福祉サービス事業所等の詳細は下記ホームページを御覧ください。

区分	サービス種別	電気	ガス	支援金の額
入所系	施設入所支援、共同生活援助、療養介護、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所(空床型を除く)	高圧	都市ガス	定員1名あたり26,300円
		高圧	都市ガス以外	// 25,900円
		低圧	都市ガス	// 21,200円
		低圧	都市ガス以外	// 20,800円
通所系 ①	生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援センター	高圧	都市ガス	定員1名あたり13,900円
		高圧	都市ガス以外	// 13,700円
		低圧	都市ガス	// 11,400円
		低圧	都市ガス以外	// 11,200円
通所系 ②	児童発達支援、放課後等デイサービス	高圧	都市ガス	定員1名あたり 7,000円
		高圧	都市ガス以外	// 6,800円
		低圧	都市ガス	// 4,500円
		低圧	都市ガス以外	// 4,300円
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、地域移行支援、地域定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	-	都市ガス	1事業所あたり54,900円
		-	都市ガス以外	// 53,700円

※ 定員は令和5年12月1日現在とします。

※ 令和5年7月25日から11月30日までの期間に申請し、支援金の給付を受けた事業所等も対象です。

2 申請方法

郵送のみの受付となります。

※申請書（署名または記名押印が必要）に添付書類を添えて、下記事務局まで提出してください。

3 申請期限

令和6年4月30日(火) 必着

4 留意事項

申請にあたっては以下の事項に御留意ください。

- ① 「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで申請することができます。
- ② 複数のサービスにおいて定員を通じて定めている事業所は、いずれか一つのサービスでの申請とします。両方のサービスで申請することはできません。
- ③ 児童発達支援(児童発達支援センターを含む)又は放課後等デイサービスを実施している事業所が、居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を実施している場合は、「通所系」又は「訪問系」いずれか一つの分類での申請とします。
- ④ 「訪問系」については、実施しているサービス（介護保険に係るサービスを含む）の数に関わらず、1事業所としての申請とします。介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施している訪問系の事業所は、介護分野で申請してください。
- ⑤ 就労定着支援を実施している事業所は、生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援A型、B型のいずれかのサービスでの申請とします。
- ⑥ 自立生活援助を実施している事業所は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援のいずれかのサービスでの申請とします。
- ⑦ 共生型障がい福祉サービス等を実施している事業所は、障がい分の対象からは除きますので、介護分で申請をお願いします。
- ⑧ 高圧電力を使用していることを確認できない場合は、高圧電力に対する支援は行いません。
- ⑨ 都市ガスを使用していることを確認できない場合は、都市ガスに対する支援は行いません。

※事業の詳細はこちら → <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shogai-bukka.html>

【お問合せ先・提出先】

福岡県介護・障がい施設等物価高騰対策支援金事務局
〒810-0022 福岡市中央区薬院1丁目17-28 TOPPAN株式会社九州事業部内
TEL 050-3504-3081

